

令和7年第11回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和7年11月28日（金）午後2時00分

場 所 表郷公民館

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（17名）

欠席農業委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（15名）

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見について
- 4 議案第4号 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
- 5 議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地の判断について

◎開 会

事務局長 定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、総会の定足数に達しますので、ただいまより令和7年第11回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が8件、農地法第5条関係が4件、農地利用集積等促進計画関係が2件、農地中間管理機構特例事業関係が3件、農地法第2条関係が3件、合わせて20件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会に移ります。

会議規則第5条の規定による議事録署名人ではありますが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第1項の規定により審議するものとする。
令和7年11月28日提出、会長大戸文治。

会 長 事務局に説明させます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその8朗読】

以上、その1からその8までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
す。

会 長 農地法第3条その1について審議いたします。

地区担当員の意見を求めます。

委 員 農地取得の件につきまして報告いたします。

11月22日、譲渡人と譲受人、あと委員と私で現地調査を確認した結果、使用する現地確認した結果、書類が申請書類と間違いないことを確認いたしました。

それで、あと農地に当たり適正利用ですが、取得する土地に関しては畑として利用するそうです。取得する土地にとっては、隣同士の土地で、別に管理者で管理するそうです。あと排水関係に関しては道路と接しており、側溝も入っており、別に問題ございません。

以上です。皆さんの審議をよろしくお願いします。

会 長 地区担当委員の説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案どおり決定いたします。

農地法第3条の2について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について11月27日、委員と譲渡人は一任ということで、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容につきましては、聞き取り調査、申請内容に間違いないとのことです。今回申請による周囲農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議に宜しくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条、その3について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について11月27日、委員と譲渡人の息子さん、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取り調査し、申請内容に間違いないとのことです。今回申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 地区担当委員の説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条の4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請につきまして、去る11月23日、委員とともに、譲渡人、また譲受人立会
いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いがない
ということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様の審
議のほどよろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条、その5について審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条、参与制限により、該当委員の離席を求めます。

（該当委員 退場）

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 農地法第3条その5についてご報告いたします。去る11月21日、現地調査を行いま
した。私と委員、譲渡人、譲受人立会いで現地の確認をしました。

両人とも申請書どおりであることに問題はありません。皆様のご審議をよろしくお願いします。
ます。

以上です。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

該当委員の入場を求めます。

（該当委員 入場）

会長 農地法第3条、その6について審議いたします。

地区担当員の意見を求めます。

委員 11月25日、委員さんとともに、譲渡人は施設に入っているために、司法書士に代理
で出てもらいました。そして、譲受人に出席いただき、現地確認しました。書類を見てもら
って、何も異常なしということで、4名とも異常なしということで確認してきました。皆様
のご審議のほどよろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条、その7について審議いたします。

担当委員の意見を求めます。

委 員 委員とともに、譲渡人の代理として、司法書士に来ていただき、あと譲受人出席の下、現地確認を行いました。現地において間違いがないということで、4名で確認してきたわけです。皆さんの慎重なご審議よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案どおり決定いたします。

農地法第3条、その8について審議いたします。

地区担当員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る11月23日、委員とともに譲渡人、また譲受人については、本人が具合が悪いということで、息子さんに立会いしていただきました。4人で現地調査を行いました。

申請内容についての聞き取りを行い、間違いがないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案どおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条1項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和7年11月28日提出、会長大戸文治。

会 長 農地法第5条のその1について審議いたします。

事務局に説明させます。

事務局 それでは、7ページをご覧ください。

農地法第5条その1、一時転用事業について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会長 その1について、地区担当員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る11月14日に委員と被設定人担当者と、設定人は担当の方に委任することで現地調査を行いました。

申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請に周辺農地への影響は、特に問題ないと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会長 地区担当委員の説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議いたします。

事務局に説明させます。

事務局 それでは、12ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会長 その2について、地区担当委員の意見を求めます。

委員 報告します。

今回の申請について、去る11月21日に委員と現地調査を行いました。

設定人には11月22日に電話で体調があまりよくないということで、立会いができないとのことでした。申請内容についても確認しました。

また被設定人担当には電話で確認しました。

申請代理人委任状があり、担当者は、11月27日、現地立会いの申請内容について間違いのないとのとでした。

今回の転用による周辺への影響については、特に問題ありませんでした。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条の3について審議いたします。

事務局に説明させます。

事 務 局 それでは17ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明を申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 その3について地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、11月24日の日に委員、それから譲渡人、譲受人立会いの下に現地調査を行いました。申請内容の聞き取りも行いまして、申請内容には間違いのないということでした。

今回の申請による周辺農地への影響も特に問題はないというふうに思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議いたします。

事務局に説明させます。

事 務 局 それでは、22ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明申し上げます。

【その４朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第２種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 その４について、地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、11月27日、委員と設定人、被設定人の代理人立会いの下、現地調査を行いました。

申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。

今回の申請による周辺農地への影響は問題ないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その４について原案のとおり決定いたします。

◎議案第３号

会 長 次に、議案第３号 農地利用集積等促進計画について審議いたします。

この件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に朗読させます。

事 務 局 議案第３号 農用地利用集積等促進計画の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項規定による農用地利用集積等促進計画の意見を求められたので、審議するものとする。

令和７年11月28日提出、会長大戸文治。

会 長 事務局より説明があります。

事 務 局 それでは、28ページをご覧ください。

議案第３号についてご説明いたします。

本案件につきましては、公益財団法人福島県農業振興公社が出し手から借り受けた農地を借受け希望者へ貸し付ける際の促進計画案について、市長より農業委員会に意見を求められております。

今回、公社が中間管理権を取得し、借受け希望者に配分する農地の面積は、田１万7,879平米、権利の種類は賃借権２件となっております。

農地中間管理事業の推進に関わる法律第18条第5号の要件に照らし合わせたところ、全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、特に問題は見受けられませんでしたので、異議なしとして回答してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 ただいま議題となっております農地利用集積等推進計画について、ご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、農地利用集積等計画について、意見がない旨を報告いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について審議いたします。

事務局に朗読させます。

事 務 局 議案第4号 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について。農地中間管理機構が行う農地の売買特例事業に係る農用地利用集積等促進計画案を定めることについて、福島県農地中間管理機構に要請することを審議するものとする。令和7年11月28日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より説明があります。

事 務 局 それでは、30ページをご覧ください。

議案の説明の前に1点訂正がございます。

30ページ、左上の借受者住所氏名と書いてあるところなんですが、こちら借受者ではなく、買受け希望者の住所氏名に訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

それでは、議案第4号についてご説明いたします。

この農地中間管理機構特例事業を使つての農地の売買は初めてですので、簡単にご説明したいと思います。

農地中間管理機構特例事業は、公益財団法人福島県農業振興公社が所有者から農地を買い入れ、買受け希望者へ売り渡すものです。要件を満たしていれば、譲渡所得税の特別控除や登録免許税の軽減、不動産取得税の軽減といったあっせん事業と同じようなメリットがあります。ただし、公社が間に入った売買であるので手数料がかかります。

売買の流れとしましては、農地所有者と買受け希望者が申出書を提出し、担当地区の農業委員を交え、農地売買会議を開催いたします。その後、本案件のように、農業委員会総会に諮り、農地中間管理機構へ促進計画を定めるべき旨の要請を行ってよいかどうかを審議します。さらにその後、認可公告があり、所有権移転までには早くても4か月かかります。

さて、本案件の審議に戻りますが、30ページの3件につきまして、農地中間管理事業の推進に関わる法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、買受け希望者は全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、売買価格は過去の売買及び近郊類似価格を参考にし、各農業委員から確認をいただいております、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することは適当と認められますが、異議なしとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 ただいまの説明についてご意見等ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

◎議案第5号

会 長 次に、議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地の判断について審議いたします。

事務局に朗読させます。

事 務 局 議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地の判断について。耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かについて、「農地法の運用について」第4に基づき審議するものとする。令和7年11月28日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局に説明させます。

事 務 局 それでは、お手元に配付しましたA3の紙、農地・非農地判断対象地リストを御覧ください。

11月に地区担当委員に非農地判断における現況確認調査を実施していただきました。その結果を右側、農地・非農地の判断結果に記載してあります。

今回の判断対象は、全3筆、面積は合計で5,254平米です。

ご承認をいただければ、所有者へ非農地通知書を交付し、この一覧表を法務局などの関係機関へ情報提供することといたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、農地法第2条第1項の規定による農地の判断について原案のとおり決定いたします。

◎その他

会 長 以上、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

事務局長 それでは、事務局より申し上げます。

お手元に来年の日程表の案をお配りしております。

基本的に月末総会開催、3月と12月だけ前倒しになるというような形になっております。

これで問題がなければ、これで進めていきたいと思っています。

次に、農作業の労賃についてですが、事務局案としてお手元に配付してあります。

昨年、金額、地区統一したばかりであることと、今年は米価が上がったんですが、来年以降、不透明な部分があるということ等、総合的に判断しまして、昨年と同じ金額で提示してあります。

また、追加項目として、ブロードキャスターによる肥料散布を加えたらどうかという提案がありましたので、周辺自治体の平均を単価として記載してあります。問題なければ、この表のままいかせていただければと思っていますが、皆様の意見をお伺いしたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

事務局長 ありがとうございます。

次に、お手元に啓発グッズが配付してあります。農業者年金加入推進用として、訪問等された場合に、ご活用いただきたいと思います。

今回の総会ですが、12月23日火曜日、午後2時から場所が変わりまして、本庁・正庁で開催いたします。

以上です。

会 長 私の方から一言申し上げたいと思います。26日、27日と国会議員への要請集会参加者による懇談会、要請集会に参加してきました。

それで27日、国会議員への要望のなかで、営農型のソーラーパネルを見直していただきたいという県の農業委員会の考えがありました。中途半端な考えで推進した一部の国会議員もいましたが、浜通りの農業委員会の会長さんに聞きますと、営農型で中に形だけ作って作りっ放しという、そういう状態が多いそうです。多分原発地域だと思うんですけども、毎回営農型の認可を出すのに非常に身の切られる思いだということをおっしゃっていました。いずれ見直しになろうかと思えますけれども、そういうことをご報告させていただきます。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 意見がなければ、これをもちまして、令和7年第11回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 2時 53分)
